

今年度のサポーター業務について

1. 地域活力プランナーサポーターとは

○南郷里地域活力プランナーサポーター設置要綱のとおり

2. 地域活力プランナーサポーターの位置づけ

○地協会則での関係条文

(事業)

第4条 本会は、第2条の目的を達成する、次の事業を行う。

(1)～(7)および(9) 略

(8)長浜市の委託により地域活力プランナーの設置およびその業務の推進に関する事、ならびに地域活力プランナーを支援するため各自治会にサポーターを設置すること。

(事務局)

第17条 本会の事務局は、まちづくりセンターに置くものとし、事務局長のほか必要な職員を配置する。

2、3 略

4 本会の事務局に、長浜市の委託による地域活力プランナーをおく。

○組織図

別紙のとおり、事務局に地域活力プランナー、地域活力プランナーサポーターを追加した。

3. 地域活力プランナーサポーターの業務

○地域活力プランナーサポーターの業務

6月4日、第1回サポーター会議を開催し、委嘱状を交付するとともにサポーターの業務について次のとおり決定した。

サポーター業務の設定について

○サポーター業務について

(1) 南郷里地域活力プランナーサポーター設置要綱第2条のサポーター業務の具体的内容

(2) サポーター業務は、サポーター全員が取り組む「共通事項業務」とサポーターが分担して取り組む「個別業務」の2本立てとする。

ア. 共通事項業務

①地域づくり計画策定にかかる住民アンケート調査でのアンケート整理、アンケート結果の確認

②通学路安全点検の実施等

イ. 個別業務：次の3つに分担する。

①課題点検

・通学路安全推進事業における通学路点検パトロールの協議

- ・要望案件の審査
- ②事業企画
 - ・地域づくり推進大会の企画・準備
 - ・(文化祭楽市楽座の企画・準備)
- ③ふるさとPR
 - ・南郷里風土記等によるふるさとPR

○分担制におけるグループ編成

(敬称略)

グループ名	グループ員
①課題点検	<ul style="list-style-type: none"> ・那須賢三 (宮司西町) ・有川博延 (今川町) ・高木 康 (日の出町)
②事業企画	<ul style="list-style-type: none"> ・西川廣幸 (大東町) ・吉居成好 (新栄町) ・水野知義 (南田附西町) ・日比野圭宏 (小堀町) ・本田真司 (小足新町) ◎杉山茂人 (南田附東町)
③ふるさとPR	<ul style="list-style-type: none"> ・中川大吉 (小堀新町) ◎中寫泰三 (南小足町) ・加納伸一郎 (加納町) ・西野市子 (コーポ小堀) ・外村哲郎 (七条3町) ・吉居 勉 (加納新町) ・廣幡康行 (榎木町)

◎: グループリーダー

■南郷里地域活力プランナーサポーター設置要綱

(趣旨)

第1条 長浜市地域活力プランナー設置要綱に基づき、南郷里地域に設置する南郷里地域活力プランナー（以下、「プランナー」という。）業務の円滑な遂行および南郷里地域づくり協議会（以下、「協議会」という。）への応援を図るため、各自治会にプランナーのサポーター（以下、「サポーター」という。）を置く。

(業務)

第2条 サポーターは、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) プランナーの業務に関連する連絡調整を行うこと
- (2) 地域における話題提供や情報提供を行うこと
- (3) プランナーとともに地域の課題把握や提案等の協議を行うこと
- (4) 協議会の運営や事業活動への応援を行うこと
- (5) その他業務に関わり必要と認められること

(委嘱)

第3条 サポーターは、地域の実情に精通した者、地域づくりへの関心が高い者、または地域の活性化に関し知見を有する者等の中から自治会長が推薦し、協議会の会長が委嘱する。

2 サポーターの任期は1年以内とし、再任を妨げない。

3 サポーターは、協議会、自治会その他の地域団体の役職となることを妨げない。

(責務)

第4条 協議会の会長は、サポーターに対し、業務遂行上必要とされる研修等の受講の機会を積極的に提供し、資質向上を図るものとする。

2 サポーターは、常に誠意をもって業務に当たり、併せて地域活性化等に関する知識を深めるための自己研鑽に努めるものとする。

(自治会役員との連携)

第5条 サポーターは、自治会役員との事前調整や業務報告等が必要とされる業務の場合は、自治会役員と密接な連携を図り、自治会運営に支障が生じないように努めるものとする。

(秘密の厳守)

第6条 サポーターは、その業務を通じて知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(補則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、サポーターに関し必要な事項は、協議会の会長が別に定める。

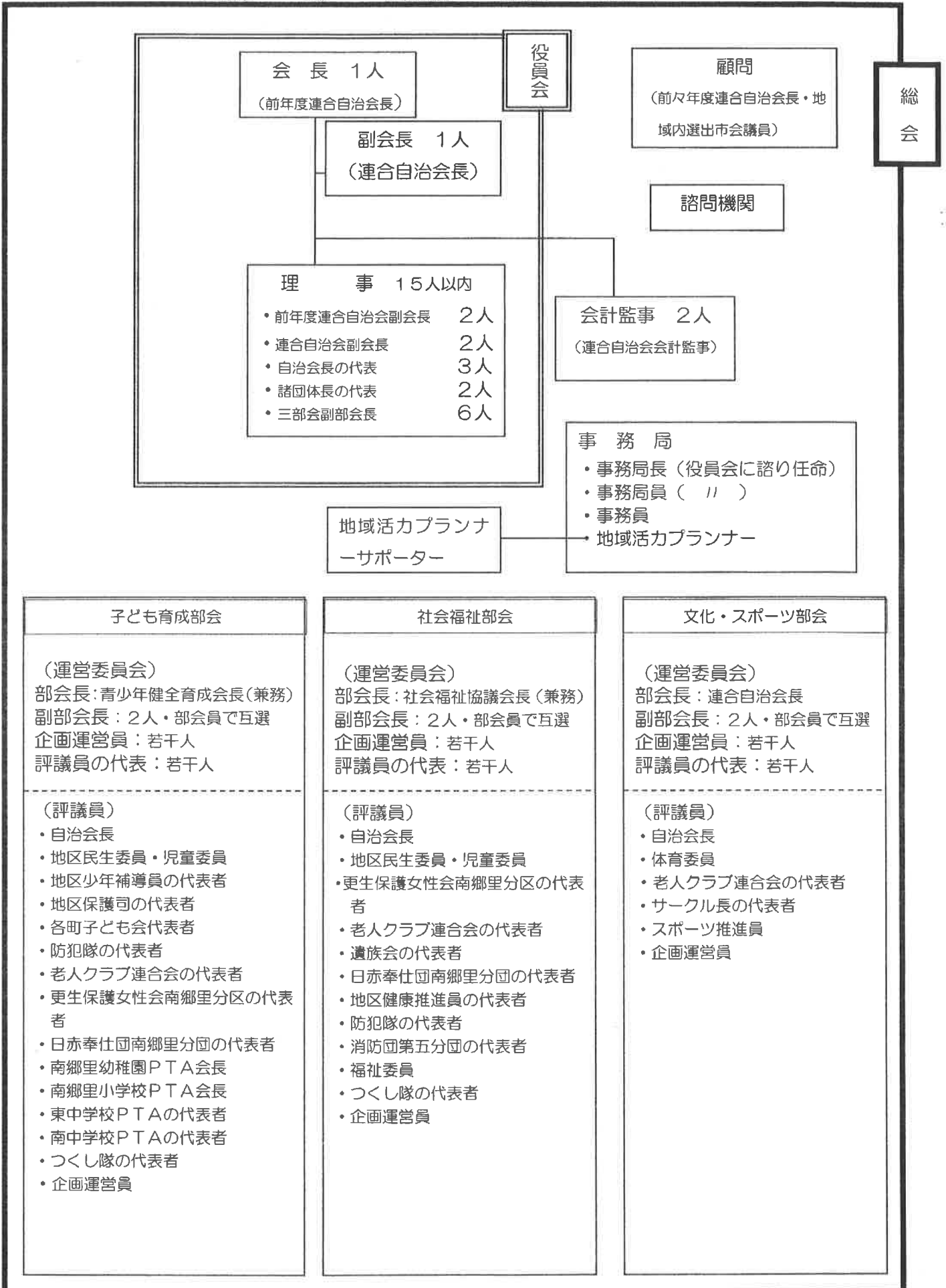
附 則

この要綱は、平成28年7月26日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年3月28日から施行する。

南郷里地域づくり協議会 組織図 (H29, 4, 22改定)



会員は、南郷里地域の住民および南郷里地域内を主たる活動の範囲とする諸団体・個人とする。